

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

大商連アスベスト学習会

11月16日に大商連共済会がアスベスト学習会をオンライン形式で開催しました。吹田民商からは共済部会役員と事務局4名が参加しました。学習会では二つの公演がありました。一つ目は大阪アスベスト対策センターの伊藤泰司さんからアスベストが使われた経過やアスベストが含まれている建材などについて解説がありました。二つ目の講演は大阪アスベスト弁護団の遠地靖志弁護士から、これまでの被害救済の経過や救済制度の仕組みについてお話がありました。



アスベスト被害と疑うべき症状は肺がんや中皮腫などです。また吹田民商の会員さんでは間質性肺炎と診断された方が専門医の検査を受けた結果、アスベスト被害だったと判明したこともありました。疑われる症状がある方は民商まで一度ご相談ください。

国などの補助金で固定資産を取得したら

小規模事業者持続化補助金などの交付を受けた場合は収入として計上することになります。その補助金を固定資産（車輛や機械装置など）の取得に充てた場合は「圧縮記帳」という会計処理を使うことができます。補助金を収入に計上するのではなく、固定資産の取得価格から補助された金額を控除する会計処理です。個人事業主はこの会計処理を行った場合、申告の際にその旨を届出する必要があります。法人は別表を添付します。



（※ この会計処理は設備投資のための補助金のみです。使用目的が限定されていない自治体の時短協力金や国の一時支援金、月次支援金等では適用できません。）

例えば個人事業主が法定耐用年数10年の機械装置を1千万円で7月に取得し、そのための補助金を300万円交付された場合です。

もし補助金300万円を収入として計上し、取得した機械装置を1千万円の定額法で減価償却した場合には、減価償却費は50万円となりますが、収入金額が300万円あるため所得金額が250万円増加することになります。

このときに圧縮記帳を採用すると機械装置は70万円の定額法で計算すると減価償却費は35万円に減りますが、交付された補助金は収入として計上しないので、所得金額は35万円減少となって会計処理の違いで初年度は所得金額が285万円の差になります。

相続税についての相談が最近2件ありましたので、相続に関わる税金の一般的な知識をご紹介します。

相続税の申告期限

相続があったと知った日（通常は被相続人が亡くなった日）から10か月です。申告のためには財産目録を作成する手間や戸籍謄本など揃える書類なども多いため、申告が必要な場合はできるだけ早く取り掛かる必要があります。

相続税の基礎控除

基礎控除は3千万円に相続人一人当たり600万円が加算されます。例えば相続人が2人の場合は4200万円が基礎控除となります。相続財産がこれを超えると税額が発生することになります。また被相続人の配偶者は配偶者控除として法定相続分もしくは1億6千万円のいずれが大きい金額までは相続税がかかりません。

具体的な相談や申告は専門家へ

また「小規模宅地等の特例」など財産の評価額を軽減する特例や非課税とされる財産もあり、実際の申告や対策は非常に複雑です。そのため具体的な相談については税理士をご紹介しますようにしています。

不動産の生前贈与は注意が必要

相続を待たずに「生前贈与」をする場合は相続税ではなく贈与税の対象となります。贈与税は暦年課税では基礎控除が年110万円まで非課税です。不動産などまとまった財産を贈与する場合は暦年課税ではなく「相続時精算課税」という制度を選択することができます。この制度は60歳以上の者が20歳以上の子や孫へ贈与する場合に限られます。贈与者一人当たり生前贈与が2500万円まで非課税となります。ただし注意が必要で、あとで暦年課税に戻すことはできなくなります。またその名称の通り、相続が発生したときにはその贈与額が相続税の課税対象とされます。あくまで2500万円まで贈与時は非課税とするけれども、相続時には課税対象になりますという制度です。

「不動産取得税」にも注意を

相続時精算課税で不動産の贈与に税金がかからないようにすることは可能です。しかし都道府県が課税する「不動産取得税」は相続では課税されませんが、贈与では課税されます。この点も踏まえたうえで生前贈与は考える必要があります。

伝言板

第9期飲食店等営業時間短縮協力金

10月1日から10月24日までの24日間、営業時間短縮等大阪府の要請に協力した飲食店等に対する協力金支給申請。
受付期間 11月1日～12月13日
支給金額 1日当たり2.5万円～7.5万円（中小企業等 売上高方式）

大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

大阪府が国の月次支援金（4月～8月分）が支給された中小企業・個人事業主を対象に上乗せの支援金を支給。
申請期間 11月5日～12月24日
支給金額 個人事業主25万円・法人50万円

お買い物物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！